

令和 8 年度

手賀沼農地防災事業
都部新田揚水機場実施設計業務

特 別 仕 様 書

関東農政局
手賀沼農地防災事業所

第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条 (目的) 第1-2条 (場所) 第1-3条 (一般事項・土地 の立入り等) 第1-4条 (低入札価格契約 における第三者照 査) 第1-5条	手賀沼農地防災事業都部新田揚水機場実施設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 本業務は、手賀沼農地防災事業の工事实施に利用するため、都部新田揚水機場の実施設計を行うものである。 本業務において対象とする都部新田揚水機場の建設予定地は、千葉県我孫子市都部新田地先他で、別添位置図に示すとおりである。 業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 関東農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 設計共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
---	---

(管理技術者)
第 1－8 条

(照査技術者)
第 1－9 条

(配置技術者の確認)
第 1－10 条

(保険加入)
第 1－11 条

(技術員等の配置)
第 1-12 条

第 2 章 作業条

管理技術者は、設計共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門等は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	－

1 照査技術者は、設計共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門等は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	－

2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。))に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

設計共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

受注者は、設計共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。

配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。

<

(関連業務)
第 2 - 6

(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。

(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(4) 第2－4条に示す資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。

本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

業務名	業務実施期間
手賀沼農地防災事業都部新田揚水機場調査測量業務（測量その１）	令和８年５月～ 令和８年１１月（予定）
手賀沼農地防災事業都部新田揚水機場調査測量業務（測量その２）	令和８年５月～ 令和８年１０月（予定）
手賀沼農地防災事業都部新田揚水機場調査測量業務（地質調査）	令和８年５月～ 令和９年１月（予定）
手賀沼農地防災事業都部新田送水路実施設計他業務（仮称）	令和８年６月～ 令和９年１月（予定）

第 3 章 設 計 作
業 内 容
(作業項目及び数
量等)
第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量等は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙 1 作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。

作業項目表

作業項目	数量	備考
揚水機場 実施設計	1 か所	
準備作業	1 式	
設計計画	1 式	
水理計算	1 式	
機場工の設計	1 式	
樋門、樋管工の設計	1 式	
場内整備工の設計	1 式	
土工計画	1 式	
仮締切堤設計	1 式	
土留工設計	1 式	
施工計画の検討	1 式	
照査	1 式	
点検とりまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)
第3-2条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考

(業務の成果品質 確保対策) 第3-3条	慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第2-3条、第2-4条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。 ・ 農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・ 新技術情報システム(NETIS)は http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.aspを参照。 (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・ 「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 (7) 新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれを留意するものとする。 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、受発注者間で、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 (ア) 設計条件・前提条件 (イ) 業務計画の妥当性 (ウ) スケジュール (エ) 設計変更内容 (オ) その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等 イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。
-------------------------------------	--

(業務写真における 黒板情報の電子 化) 第3－5条	(2) 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、担当課長、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地調査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 (3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 (4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 (5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、（1）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記イに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、（3）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又
---	---

第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 (1) 打合せ時期 設計共通仕様書第1-10条による打ち合わせについては、主として次の段階で行うものとする。なお、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手段階 第2回 中間打合せ（基本条件整理段階） 第3回 中間打合せ（計画・設計段階） 第4回 中間打合せ（細部設計段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打ち合わせ記録簿を作成し、上記の打ち合わせの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 (2) 打合せ方法及び場所 方法：対面による打合せ 場所：関東農政局手賀沼農地防災事業所 なお、Web会議によることも可能とする。
第5章 成果物等 (成果物) 第5-1条 (成果品の提出先) 第5-2条	成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販ファイル綴りで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 成果物の提出先は以下のとおりとする。 関東農政局手賀沼農地防災事業所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

第 7 章 定めな き事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	(1) 第 2 - 2 条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。 (3) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。 (6) その他重要な変更が生じた場合。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
---	---

別紙1

作業項目内訳表[ポンプ場 実施設計]

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	備考
1 準備作業			
1-1 現地調査	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。	○	
1-2 資料の検討	実施設計のための貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○	
2 設計計画			
2-1 比較検討	詳細の調査資料に基づき、ポンプ原動機の機種、台数、口径、機場位置、形式、基礎工の詳細比較を行う。	○	
2-2 ポンプ及び附帯設備機場規模の検討	ポンプ主要機器の選定配置、機場規模の基本的事項を決定する。	○	
3 水理計算			
3-1 揚程、キャピテーションの検討	揚程、キャピテーションの計算を行う。	○	
3-2 ウォーターハンマの検討	ウォーターハンマの計算を行う。	○	
4 機場工の設計			
4-1 吸水槽	安定構造、配筋計算を行う。 (補足説明) 基礎は杭基礎を想定しており、機場外の取水設備、送水設備、水路を含まない。ポンプ、ゲート等の機器設備設計は含まない。	○	
4-2 吐水槽	基礎工、安定構造計算、配筋計算を行う。	○	
4-3 吐水槽耐震設計 (レベル2地震動)	吐水槽の耐震設計(震度法により地震力を算出し、限界状態設計法により照査)を行う。併せて、基礎工(杭基礎)の耐震設計(地震時保有水平耐力法に地震力を算出し、照査)を行う。	○	
4-4 沈砂池	基礎工、安定構造計算、配筋計算を行う。	○	
4-5 機場本体	基礎工、安定構造計算、配筋計算を行う。	○	
4-6 設計図作成・数量計算	一般構造図、構造詳細図、配筋図を作成し、詳細数量計算を行う。	○	
5 樋門、樋管工の設計			
5-1 躯体工	安定構造、配筋計算を行う。	○	
5-2 門柱	安定構造、配筋計算を行う。	○	
5-3 胸壁、翼壁、水叩き	安定構造、配筋計算を行う。	○	
5-4 操作台、管理橋	構造配筋計算を行う。 (補足説明) 操作台上に上屋(建屋)は設けないことを想定しており、上屋(建屋)の設計は含まない。	○	
5-5 水門扉	構造計算を行う。	○	
5-6 設計図作成・数量計算	一般構造図、構造詳細図、配筋図を作成し、詳細数量計算を行う。	○	

作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施欄	
		当初	備考
6 場内整備工の設計	場内整備計画を検討し、平面図、その他詳細図を作成し、数量計算を行う。	○	
7 土工計画	土工図を作成し、数量計算を行う。 (補足説明) 取付道路は含まない。	○	
8 仮締切堤設計	安定構造計算、構造図作成、数量計算を行う。	○	
9 山留工設計	安定構造計算、構造図作成、数量計算を行う。	○	
10 施工計画の検討	工程計画、施工方法等の骨子を作成する。 (補足説明) コンクリートの施工方法に当たっては、各施工箇所機能に応じて必要な強度、水密性及び耐久性を有し、かつ経済的なコンクリートが得られるような施工が必要である。特にマスコンクリートについてはひび割れを発生させないための検討を含む。	○	
11 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
12 点検取りまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	